

川監委発第150号  
令和元年11月28日

川越市長 川合善明様  
川越市議会議長 三上喜久蔵様

川越市監査委員 牛窪佐千夫  
同 石川隆二  
同 山木綾子  
同 大泉一夫

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

## 第1 監査の対象

### 総合政策部

政策企画課、地域創生課、社会資本マネジメント課、行政改革推進課、  
オリンピック大会室

### 福祉部

福祉推進課、指導監査課、生活福祉課、障害者福祉課、  
地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、介護保険課

## 第2 監査の期間

令和元年9月12日から11月28日まで

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和元年度（4月から8月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

### 1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納事務

### 2 現金の管理について

着眼点 ①管理状況 ②照合体制 ③納入状況

### 3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の種類等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行

### 4 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行

### 5 備品管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

6 情報管理について  
着眼点 ①管理状況

第4 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行については、法令に準拠するなどおおむね良好に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、講評等で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

【総合政策部】

(1) 収入事務について

全ての所属に該当事務がなかった。

(2) 現金の管理について

政策企画課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(3) 契約事務について

政策企画課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(4) 旅費の支出事務について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(5) 備品管理について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(6) 情報管理について

行政改革推進課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

【福祉部】

(1) 収入事務について

生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課及び介護保険課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(2) 現金の管理について

指導監査課及び地域包括ケア推進課を除く全ての所属に該当事務があったが、高齢者いきがい課において、前回の監査で同様の指摘を受けたにもかかわらず、出納員による現金出納簿の引き継ぎが行われていなかった。現金の管理については、額の大小にかかわらず、公金であるという意識を常に持って、適正な事務処理に努めるよう要望する。

(3) 契約事務について

指導監査課を除く全ての所属に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(4) 旅費の支出事務について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(5) 備品管理について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。

(6) 情報管理について

指導監査課を除く全ての所属に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかった。